

告 示

埼玉県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目十五番一号

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで